

研修先	福岡県 福津市
日 時	令和元年 11 月 16 日 (土)
場 所	福津市健康福祉総合センター ふくとびあ
テーマ	「輝け議会！」 対話による地方議会改革フォーラム IN 福津
対応者 (講師)	議会への問題提起・・・ 「住民起点のまちづくりと議会」 早稲田大学名誉教授 (北川正恭)
概 要	住民参加の議会を作るには・・・現状と今後のすべきこと。
参加者	公明党：井上正則・大塚みどり・河村康之・神田義徳
<p>◆主な内容◆</p> <p>政治と住民との開きが昔は大きかったが、徐々に法改正がされ「地方分権」になってきた。昔は「執行部 (首長)」が決めた内容を議会が承認してきたが、住民から議会は行政の監視機関であることを強く訴えられ、議会も「もっと行政の無駄や監視を行うべきだ」との自覚に目覚め、1995 年地方分権推進法の改正で議員からの「政策提案」が行いやすくなり、それまでは行政が執行権を持ち、議会は監視機能であると思わされた。しかし、本当に議会は「監視機能だけなのか？」との疑問から、2000 年には議員に施策提言をし、みずから行政に政策提案を行えるように議員へ勉強費として「政務調査費」が支給されるようになった。</p> <p>2005 年第二期の分権改革は「自治行政権」「自治財政権」「自治立法権」を作り地方政治が行いやすくなってきた、地方がまちや人や仕事を作っていく地方創生法ができ、議員提案で条例等も作れるようになってきた。</p> <p>議会は監視機能だけでなく、地方を変える事の出来る大きな「行政権」「財政権」「立法権」があり、二元代表の大きな責務があることを腹の底から確信を持って頂きたい。</p> <p>議員の皆さんの最大の仕事は「民意の反映」である、その為に行動をしてほしい。</p> <p>今までは「フォアキャストイン (地方創生)」未来はこうなればいいな！という考えであったが、その通りならなくても誰も責任はとらない。</p> <p>しかし 2020 年からは「バックキャストイン (未来予測)」・・・このままだと未来はこうなると思うので、こうしなければならぬ。との予測・構想し行動していくその為に「住民の代表の議員」が関わっていかないといけない。それには「金融界」「労働界」「言論界」もみんな参加しまちを作っていくことが重要となる。議会には「決定権」があるので遠慮無く執行部と戦ってほしい。</p> <p>今は「議会不要論」が市民からよく出ている。しかし「議会不要」の声であり「議員不要」ではない。一人一人の議員はまだ「必要」とされている。それは市民 (民意) が選んだ「議員」だからである。地域でしっかりと住民のために地域行事やイベントに、せっせと顔を出し動く議員は必要である。2020 年からの地方創生の主役は「市民」である。その「市民」の代弁者の集まりが議会である。だから地方議会から地方を変えよう、地方から国を変えよう！と声を大にして言いたい。これが「地方創生」である。</p>	


◆所 感◆

今回、早稲田大学名誉教授の北川先生より、貴重なご講演を聴かせて頂き、感謝している。元知事であり、県会議員、国会議員の経験もあり執行部と議員の考えや、もどかしさも知っている方でありとても興味をもてた講演であった。


今回の内容を総じてまとめると、議員として選ばれたなら「住民の代表であり、代弁者である」その思いをどこまで受け止め行政に伝える事ができるか、訴えを形にすることが出来るかが重要である。

昔の議会はプロフェッショナルな執行部や職員の提案された「議案の審議」を行うことが主であったが、地方分権推進法により「二元代表」の議会として「議案」に切り込んだ意見や要望を出せるように「政務活動費」が認められ議員個人が活動できるようになったことは画期的な事である。この議員に認められた権利をフル活用し議員個人が学び得たことをしっかりと住民に返していくことが「二元代表」である議員の責務であることを改めて感じた。

また、議会基本条例について本市にも議会基本条例が施行され「議会報告会」を行うことが定められ直接市民と「意見交換等」を行うことになった。そこで本市への「不満」や「要望」を直接聞くことが出来る良い機会を得れる様になってきたが、毎年の住民参加が減少し、限られた方しか参加していないのが現状である。少しでも市民の皆さんの意見をくみ取る事の出来る「機会」と「スタイル」を検討するべきである。



画像（略）



画像（略）

—作成者 河村 康之 —